

2023 年度学習院大学史学会総会 第 39 回 学習院大学史学会大会

プログラム 大会講演要旨 研究報告要旨

日時：2023 年 6 月 10 日（土）9：30～17：45

開催方式：総会・大会は対面形式とオンライン形式の併
用開催

会場：学習院大学 中央教育研究棟 4 階・5 階

主催：学習院大学史学会

【目次】

プログラム	2 頁
講演者紹介	4 頁
大会講演要旨	6 頁
研究報告者紹介	8 頁
研究報告要旨	9 頁
学習院大学史学会概要	14 頁
『学習院史学』第 62 号原稿募集のお知らせ	15 頁

【プログラム】

◆2023 年度学習院大学史学会総会（9：30～10：45）

開会挨拶

2022 年度事業報告

2022 年度決算報告

2022 年度会計監査報告

2023 年度委員長選出

2023 年度委員委嘱

2023 年度事業方針案

2023 年度予算案

その他の議題

閉会挨拶

◆研究報告（11：00～15：10）

於 中央教育研究棟－501 教室／502 教室

≪第 1 部≫ 11：00～12：00

【中央－501 教室】

16、17 世紀のスペインと献策書

三瀧 みづほ 氏（学習院大学文学部史学科助教）

【中央－502 教室】

中世後期における公家社会の身分変化

—「侍従」の任命を中心に—

林 哲民 氏（学習院大学大学院 博士後期課程）

≪第 2 部≫ 13：00～14：00

【中央－501 教室】

武者小路実陰への従一位・准大臣宣下をめぐって

林 大樹 氏（日本学術振興会特別研究員 PD）

【中央-502 教室】

永禄前期における利根川下流域を中心とした政治情勢について
—近年発見された上杉憲勝書状を手がかりに

吉田 勝弥 氏（学習院大学大学院 博士前期課程）

≪第3部≫ 14:10～15:10

【中央-501 教室】

編制権成立史再考

青木 健史 氏（早稲田中学・高等学校 社会科教諭）

◆大会講演（15:30～17:45）

於 中央教育研究棟-404 教室

奈良時代東国の郡的世界をさぐる

—上神主・茂原官衙遺跡の文字瓦から— 15:30～16:30

鐘江 宏之 氏（学習院大学文学部史学科教授）

国境と国境地域から見るヨーロッパの歴史と記憶 16:45～17:45

西山 暁義 氏（共立女子大学国際学部教授）

【講演者紹介】

かねがえ ひろゆき
鐘江 宏之 氏

【経歴】

1964年生まれ。1995年、東京大学大学院人文科学研究科博士課程単位取得退学。東京大学大学院人文社会系研究科助手、弘前大学人文学部助教授を経て、2003年より学習院大学文学部助教授となる。2010年学習院大学文学部史学科教授に就任。現在に至る。

【著書・共著・論文・論考等】

『律令制諸国支配の成立と展開』（吉川弘文館、2023年）

『大伴家持』（山川出版社、2015年）

鈴木靖民・川尻秋生編『日本古代の運河と水上交通』（八木書店古書出版部、2015年）

「江戸・東京の木簡の現状と近世木簡研究の課題」（『木簡研究』37、2015年）

鈴木靖民・吉村武彦・加藤友康編『古代山国の交通と社会』（八木書店、2013年）

氣賀澤保規編『遣隋使がみた風景』（八木書店、2012年）

「日本の七世紀史」再考：遣隋使から大宝律令まで（『学習院史学』49、2011年）

「秋田城・払田柵跡の出土文字資料：木簡を中心に」（『木簡研究』33、2011年）

『東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』（東方書店、2010年）

佐藤信編『奈良の都と地方社会』（吉川弘文館、2010年）

小松正夫編著『北方世界の考古学』（すいれん舎、2010年）

『律令国家と万葉びと』（小学館、2008年）

『地下から出土した文字』（山川出版社、2007年）

「伊場遺跡出土木簡にみる七世紀の文書木簡利用」（『学習院大学文学部研究年報』54、2007年）

上原真人ほか編『列島の古代史 言語と文字』（岩波書店、2006年）

「城柵の北の平安時代：平安中期の北東北地方と出土文字資料」（『学習院史学』44、2006年）

平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編『支配と文字』（吉川弘文館、2004年）

笹山晴生編『日本律令制の構造』（吉川弘文館、2003年）

赤坂憲雄ほか編『あらたな歴史へ』（岩波書店、2002年）

森公章編『倭国から日本へ』（吉川弘文館、2002年）

池田温編『日中律令制の諸相』（東方書店、2002年）

佐藤信・五味文彦編『城と館を掘る・読む』（山川出版社、1994年）

笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 上』（吉川弘文館、1993年）

にしやま あきよし
西山 暁義 氏

【経歴】

1969年神奈川県生まれ。1991年東京大学文学部卒業。2000年東京大学大学院人文社会系研究科博士課程修了。2003年に博士号(文学)取得。2008年共立女子大学国際学部国際学科専任講師を経て、2009年共立女子大学国際学部国際学科准教授に着任。2014年より共立女子大学国際学部国際学科教授となり、現在に至る。

【書籍・共著・論考】

ZwischenWelten. Grenzüberschreitungen europaeischer Geschichte, (Hrsg. von Katja Makhotina und Thomas Serrier), Göttingen, 2023.

北村暁夫、中嶋毅著『近現代ヨーロッパの歴史』(放送大学教育振興会、2022年)

荒川正晴ほか編『岩波講座 世界歴史 01 世界史とは何か』(岩波書店、2021年)

The European Way Since Homer: History, Memory, Identity, (Eds. François, Étienne and Thomas Serrier), London, 2021.

ヤン・プランパー著、森田直子ほか訳『感情史の始まり』(みすず書房、2020年)

石田勇治ほか編『ドイツ文化事典』(丸善出版、2020年)

The Franco-German Relations Seen from Abroad: Post-war Reconciliation in International Perspectives, (Eds. Nicole Colin and Claire Demesmay), Cham, 2020.

名嶋義直、神田靖子編『右翼ポピュリズムに抗する市民性教育』(明石書店、2020年)

Europa: Die Gegenwart unserer Geschichte, (Eds. François, Étienne and Thomas Serrier), Darmstadt, 2019.

Europa, notre histoire. L'heritage europeen depuis Homere, (Sous la direction d'Etienne Francois et Thomas Serrier, avec Pierre Monnet, Akiyoshi Nishiyama, Olaf B. Rader, Valerie Rosoux, et Jakob Vogel), Paris, 2019.

剣持久木編『越境する歴史認識』(岩波書店、2018年)

歴史学研究会編『第4次現代歴史学の成果と課題(2) 世界史像の再構成』(績文堂出版、2017年)

歴史学研究会編『歴史を社会に活かす』(東京大学出版会 2017年)

平田雅博編、原聖編『帝国・国民・言語: 辺境という視点から』(三元社、2017年)

森井裕一編『ドイツの歴史を知るための50章』(明石書店、2016年)

石田勇治、福永美和子編『想起の文化とグローバル市民社会』(勉誠出版、2016年)

近藤和彦編『ヨーロッパ史講義』(山川出版社、2015年)

廣田功編『欧州統合の半世紀と東アジア共同体』(日本経済評論社、2009年)

Tour de France Eine historische Rundreise. Festschrift für Rainer Hudemann. (Hrsg. von Armin Heinen und Dietmar Hüser), Stuttgart, 2008.

ミヒヤエル・ヤイスマン著、木村靖二編『国民とその敵 (YAMAKAWA LECTURES)』(山川出版社、2007年)

【大会講演要旨】

奈良時代東国の郡的世界をさぐる

—上神主・茂原官衙遺跡の文字瓦から—

鐘江 宏之（学習院大学文学部史学科教授）

日本古代の社会をさぐるためには、従来の古代史像を乗り越えて、新しく解明していける部分を探してゆかねばならない。今回は、律令制下の地方社会の中に残されたものを見ていく中で、中央で記された史料ではわからない部分に迫っていきたい。

上神主・茂原官衙遺跡は、現在の栃木県宇都宮市茂原から河内郡上三川町上神主にかけて市町堺を跨いで広がる遺跡である。古くから文字瓦の出土することが知られ、寺院跡とされて上神主廃寺と呼ばれてきた。地方社会で瓦葺きなのは寺院建物ぐらいだとする認識だったためである。しかし、1995年度から行われた発掘調査で倉庫群や政庁の遺構が見つかって郡の官衙の郡家跡であることが明らかとなり、下野国の河内郡家と評価されるに至った。発掘調査によって、奈良時代前半には政庁や倉庫群を備えた施設であったが、やがて政庁が廃絶し、その後は倉庫群のみで維持されるようになったことがわかっている。

倉庫群の中に法倉と呼ばれる特別に大型の立派な倉が造られており、この法倉にのみ瓦が葺かれていた。法倉は東国の諸郡に広く見られるが、この遺跡の法倉の特徴は、葺かれた瓦に多くの人名が記されていたことである。同時代の瓦に文字が記されることはまま見られるが、この法倉の文字瓦の点数は他の遺跡に比べて圧倒的な量を誇る。記された人名を見ていくと、河内郡内の郷名と共通する固有名詞の氏姓があり、これらが河内郡内の人名と推測される。一郡内にどのような氏姓の人々が分布したかは、戸籍や計帳といった住民台帳史料が残っていれば明らかになるが、この文字瓦群は全く別な系統の史料ながらも多くの氏姓を知ることができ、郡内にどのような人々がいたのかを考える材料となる。そしてそのことは、河内郡がどのような地域だったのかを考える手がかりにもなる。

いっぽう、この遺跡の瓦になぜこれほどの量の文字が記されたのかという点については、現在の見解は大きく2つに分かれている。人々が協力し進んで労働や財力を提供する「知識」という考え方に基づく知識瓦とみる見解と、割り当てられた造営負担を示すために記されたとする見解である。記された文字を詳細に観察すると、人々の文字習得度合いの様相もうかがわれ、その分析を通して、瓦に文字が記された背景についても、さらに理解を深めるための材料が得られると考える。こうした文字瓦の分析を通して、文献史料だけではわからない下野国河内郡の奈良時代の様相を、少しずつ明らかにしていきたい。

国境と国境地域から見るヨーロッパの歴史と記憶

西山 暁義（共立女子大学国際学部教授）

ヨーロッパの特徴の1つは、境界の豊富さにある。現在のヨーロッパ連合の対外境界は約1万5千キロメートルであり、ウラル山脈から大西洋までの空間には、90の二国間境界線が走り、その距離はのべ3万7千キロの国境線に及ぶ。

ポーランド生まれの歴史家クシシトフ・ポミアンはその著『ヨーロッパとは何か』において、「ヨーロッパの歴史とは、その国境の歴史に他ならない」と述べている。実際、求心力と遠心力が織りなすヨーロッパの歴史において、国境線は何度も書き換えられてきた。ある国境（境界）がなくなれば、別の国境（境界）が生まれることになる。難民危機、パンデミック、そしてロシア・ウクライナ戦争など、ここ10年の一連の出来事は、統合されたヨーロッパの対外境界を際立たせつつも、その内部の国境も決して消え去ってはならず、ヨーロッパは「脱境界化」と「再境界化」の錯綜したプロセスに直面している。

このようなアクチュアルな状況は、国境のもつ意味とその歴史的な変容についての関心をあらためて喚起するものといえる。しかし、ポミアンの言の一方で、国境は（それ自体境界化の手段である）地図に跡付けられた線として、空間を2つに分かつものという観念は根強い。しかし、主権的な領域国家という理念型は一まさに理念としての重要性の一方で、ウェストファリア条約以前はむしろのこと、それ以降ののちに近代国民国家の形成を志向するヨーロッパ諸国間の国境の現実を反映するものではない。

今回の報告では、報告者自身がフィールドとしてきたドイツ、および独仏国境地域アルザス・ロレーヌの事例を中心としつつ、ここ30年にわたってヨーロッパについて研究が進められてきた国境地域の歴史研究がもつ射程について考えたい。まず、近代におけるヨーロッパの国境についての旅行者の言説を（日本人を含め）いくつか取り上げつつ、メンタルマップにおける国境について検討する。そのうえで、この近年のアプローチを特徴づける、「周縁」とされる国境地域の社会の主体性について、いわば下からの国境形成と、逆にそれを阻害する「国民（ナショナリズム）への無関心」の2つを取り上げる。さらに、ヨーロッパ本土の国境地域と植民地の相関関係にも言及しつつ、最後に記憶（文化）において国境がもつ意味について考察する。

【研究報告者紹介】（報告順に掲載）

三瀧 みづほ（みつま・みづほ）

（学習院大学文学部史学科 助教）

16、17世紀スペインにおける宗教的マイノリティ問題への政策を通して、国家と宗教の関係を考えてきた。特に、イスラーム教からキリスト教への改宗者であるモリスコをめぐる問題に注目しつつ、そこからスペイン君主国のあり方と展開を照射しようと試み、宮廷会議関連文書や献策書を分析している。

林 哲氏（りん・てつみん）

（学習院大学大学院 博士後期課程）

最近の研究テーマは、公家社会の身分制度を中心としている。特に日野流に注目している。中世後期の日野流の諸家は、足利将軍家の姻戚・取次役・家司・後見人として活動していたことが先行研究で明らかにされている。それに伴い、日野流の初任官職は大幅に変わっている。その中で、「侍従」の出身は一つ特殊な現象として捉える。これに似たような現象は、高倉家・山科家にもみられる。

林 大樹（はやし・だいき）

（日本学術振興会特別研究員PD）

君主制国家において、重要な決定は「君主の意向」として決定・発令されている。しかしながら、法制度や官僚制の未発達な前近代においても、国家の方針＝君主の意向とは限らない。「君主の意向」がどのようなプロセスで決定され、そこに実際の意向がどの程度反映されていたのか、という問題は、政治史における重要な論点であろう。江戸時代の朝廷はどうだったのか。実証的に明らかにしていきたい。

吉田 勝弥（よしだ・かつや）

（学習院大学大学院 博士前期課程）

戦国時代（とくに後期）における関東地方の政治史を主な研究フィールドとしています。とりわけ、当該期の政治情勢を理解する鍵である関東足利氏の存在に、学部在学中から関心を抱いてきました（卒業論文では第5代古河公方である足利義氏を取り上げました）。彼らと周辺諸勢力との関係性に関する知見を深めることを目指して、今後も、文献史料を読み直し、地域史的な観点も備えた検討を加えてゆこうと考えています。

青木 健史（あおき・たけし）

（早稲田中学・高等学校 社会科教諭）

近代日本の軍政を中心に研究している。学部卒業論文では1882年の壬午軍乱を契機とする海軍軍拡の予算をめぐる問題を政軍関係の点から分析した。その後、修士論文では範囲を広げ、壬午軍乱・甲申政変後の「天津条約体制」に至る海軍拡張について検証した。

【研究報告要旨】（報告順に掲載）

16、17 世紀のスペインと献策書

三浦 みづほ

本報告では、16、17 世紀のスペイン君主国（Monarquía Hispánica）が抱えた諸問題への解決策を示した献策書を題材として取り上げる。

フェリペ 2 世期にその版図を最大にまで拡大したスペインだが、度重なる戦争や新たに獲得した土地の経営などによる負担が重くのしかかっていた。人々のなかに自分たちが危機に直面しているという感覚が生まれ、スペインを救済しようとする多くの提言が現れた。それらの提言を記した文書は献策書（arbitrio）と呼ばれ、著者は献策家（arbitrista）と呼ばれた。

献策書は多様な分野にわたる嘆願であり、具体的な問題への解決策を提案するものである。フェリペ 3 世の治世となった 17 世紀初頭には献策書の多さが空前とも言える量に及んだが、その内容は夢想的なものも多く、研究史上で価値が積極的に認められてきたとは言い難い。しかし J.H. エリオットは、「客観的事実に基づく記述に乏しい理想論」とされてきた献策書を軽視せず、スペイン衰退論との関係から「当時のスペインの人々の自意識を知ることのできる貴重な史料」として評価した。

本報告では、まずエリオット以後の先行研究を追いながら、献策書の定義、献策書ブームの発生過程、献策書が扱う内容の傾向について整理する。次に、史料として複数の献策書を取り上げる。報告者はこれまで、近世スペインのイスラーム系住民問題を研究するなかで、ペドロ・デ・バレンシア（Pedro de Valencia）という献策家の宗教的マイノリティについての献策書に注目してきた。今回は、ペドロ・デ・バレンシアやその他の同時代の献策家の言説活動の足跡を追い、彼らがどのようにその言説を表明していったのか、できる限り辿っていく。そして、献策書の議論を為政者側がどう吸い上げていたのか、1590 年代の献策についての評議会の記録に注目して考察する。

献策家には在野の知識人を中心に様々な人々がおおり、彼らはあらゆるつてを頼って献策書の宮廷への提出や出版・回覧に漕ぎつけた。献策書が宮廷の会議あるいは宮廷以外の読者とどのようにつながるのかを探り、献策書が政策決定の合議制の中に含まれる様子を明らかにしたい。それは、当時のスペインの政治に、部外の者たちの意見を汲み上げて政策議論をする余地があったことを示す作業になる。そして、献策書の政策議論への関わりが明らかになれば、献策書が為政者側に顧みられないまま一部の知識人の意見表明に終わるものではなく、政治の場に必要とされる文書であった一面をも示すことができるだろう。

中世後期における公家社会の身分変化—「侍従」の任命を中心に—

林 哲民

南北朝期以前の「侍従」という官職は、摂関家・清華家の子孫最初の官職であり「良家」出身の象徴であり、最初の通過点として位置づけられていた。侍従を経てから「少将→中将→蔵人頭→参議」という近衛府コースで昇進した事例と、「少弁→中弁→大弁→蔵人頭→参議」という弁官コースで昇進した事例は主流となった。この二つの典型的な昇進コースは鳥羽院政期に定着し、明治維新の時代まで続いていた。一方、清華家より格下の名家（勸修寺流、日野流、桓武平氏高棟流）・諸大夫など、一部院近臣の特例を除けば、侍従に任命された事例はほぼない。南北朝期の故実書、二条良基の『百寮訓要抄』には「(侍従は) 公達の家の人々任する也、日野・勸修寺、儒家などはならず」と書かれており、名家は侍従に任じられないことは明白に記録されている。ところが、建武新政崩壊の直後である光明天皇・暦応二年（一三三九）の頃に、日野侍従（栄光、後の時光）が『園太暦』が登場した。日野时光は持明院統の重臣・日野資名の三男、当時わずか十三歳。石清水臨時祭の舞人に勤仕した、と記載がある。父親の資名はすでに二年前に死去し、光厳上皇が日野流の本家を保護している状態であった。おそらく光厳上皇の意思が働いていると考えられる。後ほどの時代、観応の擾乱以降、日野家は將軍家足利義満、後光厳天皇両方姻戚関係を構築し、飛躍的な成長を遂げた。日野时光の系統は裏松家・烏丸家・日野西家それぞれ分立し、室町殿・義満の家礼として活動している。そして、政権中枢の伝奏役となり、全盛期をむかえる。さらに、日野流庶流の広橋家もまた、足利義満の母方の所縁で、將軍家とは親密な関係性である。

こうした、日野流の諸家の子孫は、昔からの儒者の身分を脱却し、「侍従」の出身を獲得することで、ライバル勸修寺流の「三事兼帯（廷尉佐・蔵人・弁官）」より上位の出身となった。朝廷内部の序列関係は徐々に逆転しつつある。応仁の乱の間、將軍足利義政の正室・日野富子の兄・勝光の活躍が目立つようになっていく。文明五年（一四七三）義尚は九代將軍襲職した以降、勝光は「新將軍代」として一部の政務を代行し、日野家前例のない内大臣・左大臣に任命された。ところが、勝光は文明八年に急死すると、次世代の政資わずか八歳であり、ようやく手に入れた「大臣クラス」の先例をいかに保持していくのは日野本家の課題となっている。ここで、日野富子の戦略は明らかである。室町殿のパワーを借りて、政資の昇進を加速させたことである。特に注目すべきことは、五位蔵人・少弁など五位の官職を勤めず、一気に四位に昇進させること。こうして、政資は頭弁を経て二十歳で参議の官職を獲得したのである。日野政資自身は、二十四歳権中納言のときに死去したが、本人の遺言によって、分家の子息を排除し、前左大臣・徳大寺実淳の子（高光、後の内光）を日野本家に継承させた。清華家の子息を確保して、できる限り日野本家の家格を上げようとする意図があると考えられる。このような、日野流全体の上昇志望・昇進戦略により、政資・高光（内光）・晴光の三代は、従五位下叙爵したあと五位蔵人・少弁など拝賀せず、蔵人頭弁官までは「日野（四位）侍従」のままの現象が起った。公家社会の伝統をかえりみると、四位侍従はまた特別な意味があり、身分の高い人しか持たない特殊地位である。名家の伝統を無視し、天皇家・室町殿を味方につけて、日野一流の生存ストーリーの足跡が、近世期名家トップの座に繋ると考えられる。

君主制国家において、重要な決定は「君主の意向」として決定・発令されている。しかしながら、法制度や官僚制の未発達な前近代においても、国家の方針＝君主の意向とは限らない。「君主の意向」がどのようなプロセスで決定され、そこに実際の意向がどの程度反映されていたのか、という問題は、政治史における重要な論点であろう。

日本においては、古代律令制国家が朝廷として、形式的には明治維新まで存続していたとされている。しかしその内実は、平安期の令外官や官司請負制、中世の院政や伝奏奉行制といった変容を伴うものであった。江戸時代においては、天皇を監督・補佐する摂関（摂政・関白）、幕府との交渉や朝廷全般の実務を取り仕切った武家伝奏、天皇の教育・取次ぎを担った議奏が、幕府の支持を得て朝廷運営を担っていたとされる。

近世前期においては、幼少の天皇を上皇（父あるいは祖父）が後見するという「院政」が続いた。しかし中期には上皇・天皇の早世が続き、女院（天皇母）による代行も試みられた。やがて摂関を世襲する摂家が天皇の私的な側近集団を抑え込んだ宝暦事件を通して、摂関—武家伝奏—議奏という公的な枠組みが再強化され、結果的にその頂点に立ち最終決定権を有する天皇の存在がクローズアップされてくるようになっていった。

一方、その前提となる、中期初頭の上皇不在期については、あまり分析が進んでいない。元文2年（1737）中御門上皇が37歳で早世したことにより、10年間の上皇不在期が発生している。当時の桜町天皇がどのように朝廷の決定に関わったのか、どういった決定プロセスのもとにあったのか、分析する必要がある。

そこで本報告では、元文3年に武者小路実陰が従一位・准大臣とされた人事を取り上げることにする。武者小路家は江戸時代創立の新家の堂上家で、藤原北家閑院流三条西家庶流である。家格は羽林家で、外様小番に属した。将軍家光から拝領した山城国相楽郡千童子村（京都府木津川市）の家領130石を明治まで領有した。摂家に属さない非門流ではあるが、概ね標準的な堂上家である。白樺派の文豪武者小路実篤を輩出したことから、文学研究者による分析がなされている。しかしながら、近年の研究動向を踏まえた歴史的な分析は進んでいない。天皇外戚や武家伝奏経験者でもない実陰の昇進は、家格の面からいえば極めて異例である。武者小路家では実陰は「歌が御上手で、その為大臣となった」と言い伝えられていた。家格によって規定されていた江戸時代において、本当にそのような人事があったのであろうか。報告者は以前、自家の日記・史料の残っていない堂上北小路家（名家）について分析したが、武者小路家も同様に家の記録は乏しい。実陰がどのように「大臣」となったのか、当時の記録から分析を試みた。

家格に拘る関白の反発を抑え、朝廷の意思決定権を握る天皇が幕府にも諮らず専決した事例であり、近世中期政治史における人事事件として評価した。

永禄前期における利根川下流域を中心とした政治情勢について

—近年発見された上杉憲勝書状を手がかりに—

吉田 勝弥

本報告は、『戦国史研究』84号(2022年8月)において黒田基樹氏が紹介した新出史料である上杉憲勝書状を手がかりとして、永禄前期(1560年前後)における利根川下流域を中心とした関東地方の政治情勢について、考察を加えるものである。

本書状の発給年に比定される永禄4年は、上杉謙信が毎年のように関東への侵入を繰り返し、お互いに異なる人物(足利藤氏・義氏兄弟)を古河公方に擁立していた北条氏との間で、対立を尖鋭化させていた時期にあたる。当時、武州松山城の守将であり、扇谷上杉氏の後裔を標榜した上杉憲勝は、これまで同時代史料による裏付けが取れない人物だった。本書状が発見されたことでその「実在が確認」されたということもあり、「史料価値は極めて大きい」と黒田氏は評価した。

書状の内容を要約すると、佐竹氏家臣の東月斎に対し、憲勝は、かつて奥州からの帰途で佐竹義昭と面談したことに触れた上で、白河結城氏との状況について尋ねた。次いで、武蔵国の情勢として、葛西城・難波田城を再興したこと、小幡源二郎が憲勝方に寝返ったことを知らせると共に、近く越後から関東に戻る上杉謙信の予定についても伝えた。さらに、今後も佐竹氏と密接に相談したい、岩城氏にも連絡して欲しいと調整を依頼した。

本報告では、同時代史料や先行研究を参照しつつ、本書状から判明する事実を解釈する。それにより、黒田氏が指摘した知見(①憲勝が陸奥から常陸経由で武蔵に入部したこと、②北条方への向城である葛西城・難波田城を取立てたこと、③小幡源二郎が江戸城代遠山綱景の次男だったこと)に対する理解も深める。具体的には、南奥の戦況が緊迫する中で構築された憲勝と佐竹氏・岩城氏の緊密な関係、葛西城を攻略した主体(従来は岩付太田氏説と里見氏説が併存)といった点である。合わせて、本書状における敬語の使用例を観察することで、憲勝と足利藤氏との間に直接的な連動関係があった可能性にも言及する。

さらに、当該期の利根川下流域の政治情勢に関し、本書状を踏まえた上で考察する。

第一は、葛西の位置づけである。同地の重要性は先行研究も指摘してきたが、本報告においては、扇谷上杉氏の城としての葛西城、古河公方家にとっての重要性(本書状とほぼ同時に足利義氏や北条氏康が葛西周辺でとった行動もその表れ)の2点にとくに注目する。

第二は、本報告の結論に相当する。当該期の利根川下流域への扇谷上杉氏の関与に関し、⑦河越合戦での当主朝定の討死により滅亡したとされてきた同氏が、なお一定の影響力を維持しており、それを支持する勢力(「足利藤氏—扇谷上杉憲勝—岩付太田資正」という構図を想定)が独自に存在していた。そして、④上杉謙信の関東侵入の機会を捉え、彼らが軍事的な支配を実現した一方で、同地域を要地とした足利義氏とその支持勢力も行動を起こしていた。⑦永禄前期の同地域の政治情勢は、こうした両者の対立関係と理解することが出来る。

本報告では、明治憲法第12条に規定される編制権がどのように成立したのか、翻って言えば、「軍政」と「軍令」が混在する編制権がどのような経緯で出現したのかを、明治憲法以前の陸海軍の状況を基に考察する。

国家の統治権とともに軍隊統率権が「万機を親裁」する天皇の大権として成立していく中で、陸軍は参謀本部のみならず陸軍全体の天皇「直隸」を目指し、1879年の「陸軍職制」において「帝国ノ陸軍ハ一ニ天皇陛下ニ直隸ス」という規定を盛り込んだことでこれを実現した。以降、陸軍卿（陸軍省）は参謀本部長（参謀本部）と監軍（監軍部）と並んで天皇に「直隸」するものと見なされ、海軍も陸軍との権衡を保つため天皇に「直隸」することを目指した。その後、1886年に参謀本部において陸軍部・海軍部が設立されて陸海軍が並立すると、内閣総理大臣名で出された「省部権限ノ大略」において海軍大臣（海軍省）もまた天皇に「直隸」する体制が完成した。

一面では太政大臣・内閣総理大臣から独立し、天皇に「直隸」する組織であるがゆえに、陸軍を中心としてその法令体系や運用を独立的に行おうとする動きが見られ、軍令事項のみならず軍政事項についても、陸軍卿（陸軍大臣）、参謀本部長、監軍によって帷幄上奏が行われた。しかし、編制に限って見てもそれが省部どちらの管掌に属するのかは変転があり、一定しないものであった。また、陸軍における監軍部のあり方や、陸大教官のメッケルの意見などを基に、軍事内局、軍事参議官などより理想的な組織の実現が求められていた。

1887年に提出された陸軍の意見書は、陸軍が管掌する軍務について再定義したものであり、憲法起草作業を見据えて陸軍が理想とする組織・法令体系を整理・創出したものであった。陸軍はその職務を「軍法、軍制、軍令、軍政」に大別した上でそれぞれどの機関がどの事項を担うべきかを明らかにしたが、これらの各事項は、陸軍の三長官・三機関が天皇に「直隸」している以上、「軍法」など議会や内閣と調整を要するものの他は、陸軍の部内で分担処理することを想定していた。

陸軍意見書を受けた井上毅は「軍法、軍制、軍令、軍政」という分類方法を継承し、「二月草案」で「軍制」の概念を官制のみならず「軍隊ノ編制」をも加えた概念として発展させた。次いでこれは「浄写三月案」でさらに限定されたものとして「編制」の語に改められた。枢密院での審議段階でも井上は会計、給与などの「軍政」は「陸軍大臣ノ主掌ニ属」するとしつつも、「編制」については「軍制」を指すという理解に立っており、「軍政」でも「軍令」でもない以上、省部どちらが担任するかということは明示しなかった。しかしその後、伊藤によって「常備兵額」が組み入れられるに及び、その説明において「編制」の指す語義が、「軍令」の範囲とされていた「出師準備」などを含む広汎なものに拡大されてしまった。のみならず、それが陸軍大臣の輔翼するところ、すなわち「軍政」に包括されてしまったのである。プロイセンやオーストリアの憲法のように軍政・軍令の区分を明確化せず、「軍制」という区分でその対立を回避できるかに思えた編制事項は、最後の段階で「軍政」に組み入れられてしまったために、結果的に近代日本において「軍政」＝「国務」と「軍令」＝「統帥」に引き裂かれてしまったのである。

【学習院大学史学会概要】

名称 学習院大学史学会 (Historical Society of Gakushuin University)
所在地 (事務局) 〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1
学習院大学文学部史学科研究室内
E-mail : hist-soc@gakushuin.ac.jp
代表者 (2022年度) 島田 誠 (学習院大学文学部史学科教授)
設立 昭和 38 年 (1963) 11 月

創設経緯・沿革

学習院大学史学会は、学習院大学文学部史学科創設の3年目を機に、史学科と表裏一体の関係を保ちつつも、独自の研究、その他の活動を行う組織として設立された。この学会は、1963年初めから準備され、同年11月16日の創立総会に発足した。1965年1月には、学会誌『学習院史学』を創刊し、「掲載されたものが、それぞれに意義を持ち、将来の研究に資するものであること」(創刊の辞)を目指した。

目的

日本の歴史学の発展に寄与すること (『学習院史学』創刊の辞)
歴史学の研究ならびに会員相互の親睦をはかること (会則)

会員数

全国 計 1,039 名
学内会員 444 名 (教員・事務室 12 名) 学外会員 595 名 (2023 年 6 月現在)

集会

大会・総会 (1 回/年)、例会

刊行物

学習院史学 GAKUSHUIN HISTORICAL REVIEW (1 回/年)
史学会会報 GAKUSHUIN HISTORICAL REPORT (2 回/年)

『学習院史学』第62号原稿募集のお知らせ

2024年3月刊行の『学習院史学』第62号へのご投稿をお待ちしております。

2023年度の投稿要旨の提出期限は2023年7月20日(木)、投稿原稿の提出期限は9月下旬(具体的な期日は要旨審査後に通知)とさせていただきます。

※メールにて提出していただく場合は、会誌担当 gakushuinshigaku@yahoo.co.jp まで添付でお送り下さい。

《『学習院史学』投稿規定》

1. 投稿者は学習院大学史学会会員とします。ただし、学習院大学史学会会員を中心とする研究会の投稿については、この限りではありません。
2. 投稿希望者は投稿要旨を編集委員宛に提出してください(400字詰め原稿用紙換算で5枚程度とします。
なお要旨は審査の都合上、研究史的意義についても簡明に言及してください。掲載の可否については、編集委員会が投稿原稿を厳正に審査した上で投稿者に連絡します。
3. 投稿原稿は、書き下ろし、完全原稿とします(鉛筆不可)。
印刷の際に組み替え等が生じた場合は、投稿者にその経費の3分の2を負担して頂きます。
4. 注は通し番号とし、本文のあとに付記してください。
5. 投稿原稿は、400字換算で、論説60枚以内(注・図表を含む)、研究ノート40枚以内(同)、書評・史料紹介・研究動向20枚以内(同)とします。なお投稿原稿は縦書き・漢数字使用とし、ワープロ原稿の場合は、A4判に40字×30行で作成したテキストデータにプリントアウト原稿を添えて提出してください。
6. 図・表などは印刷ページの4分の1以内とします。所定量を超過した場合は、超過分を投稿者の負担とします。なお、図・表などは、大まかな掲載場所をあらかじめ指定してください。
7. 投稿要旨の提出期限を2023年7月中旬、投稿原稿の提出期限を9月下旬とします。なお、投稿要旨は400字×5枚程度とし、英文タイトルをつけてください。締め切りは厳に守ってください。
8. 掲載原稿の著作権の扱いは以下の通りとします。
 - (1) 著作権は、著者に帰属するものとします。
 - (2) 著作権者は、複製権・公衆送信権等、出版やオンラインでの公開・配信について、学習院大学史学会に著作権上の許諾を与えるものとします。
 - (3) 著作権者は、論文等の電子化、学習院学術成果リポジトリへの登録、公開・一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する学習院大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとします。なお、公開は刊行から1年後とします。
 - (4) 著作権者は、電子化・オンライン上の公開に当たり、以下に関する著作権上の許諾を予め得ておくものとします。
 - (a) 共著者がいる場合は、そのすべての共著者
 - (b) 引用図版・写真等がある場合は、その図版・写真著作権者
 - (5) 電子化およびオンラインでの公開を希望しない場合は、電子化及びオンラインでの公開を拒否することができるものとします。